

指定 NPO 法人の手続きの変更に係る条例改正について

1 指定 NPO 法人について

(1) 指定 NPO 法人、認定 NPO 法人とは

○ 指定 NPO 法人

NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、条例等に定めた基準に適合したものとして、北広島市条例による指定を受けた NPO 法人。

手続き等は、北広島市控除対象特定非営利活動法人の指定の手続等に関する条例で規定。

○ 認定 NPO 法人

NPO 法人のうちその運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものにつき、一定の基準に適合したものとして、都道府県知事の認定を受けた NPO 法人。

手続き等は、特定非営利活動促進法で規定。

※特例認定 NPO 法人：設立 5 年以内の NPO 法人を対象として認定の要件が緩和されたもの。

(2) 寄付者に対する税制上の措置

指定 NPO 法人、認定 NPO 法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附をした場合には、各種税において、寄附金税額控除が適用される。

2 条例改正について

令和 2 年 12 月 9 日に特定非営利活動促進法の一部が改正され、認定・特例認定 NPO 法人に関する手続きが変更となるため、指定 NPO 法人に関する手続きについても同様に変更するために令和 3 年第 1 回定例会に条例改正を提案する。

【改正内容】

(1) 住所等の公表等の対象からの除外（個人情報保護の強化）

控除対象特定非営利活動法人が閲覧させる「役員名簿」の記載事項のうち、個人の住所又は居所を個人情報の保護のため閲覧の対象から除外する。

(2) 提出書類の削減（事務負担の軽減）

① 「資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を記載した書類について、所轄庁への提出を不要とする。

② 「役員報酬規程」・「職員給与規程」について、既に提出されているものから内容に変更がない場合には、毎事業年度の提出は不要とする。

【施行期日】 令和 3 年 6 月 9 日